

南極地域観測の推進

平成16年度要求額 (平成15年度予算額)
11,419百万円 (3,480百万円)

概要

昭和30年11月 閣議決定

南極地域観測への参加
南極地域観測統合推進本部の設置

昭和51年 統合推進本部総会決定

「南極地域観測事業の将来計画基本方針」

学術的意義の高い科学調査研究の重点的な推進
南極域資源及びその開発に関連する基礎的な調査研究の推進
科学調査研究の国際協力の強化及び調査研究地域の拡大



国際貢献・環境

南極条約

南極条約協議国会議(ATCM)
(南極地域に関する共通の問題を審議)
南極条約環境保護議定書
(南極の環境を保護するため、平成9年批准)



観測計画を策定(5カ年を1単位)

(現在、第 期5カ年計画の3年次)

推進体制

南極地域観測統合推進本部(本部長:文部科学大臣)のもと、
関係各省庁の協力により実施

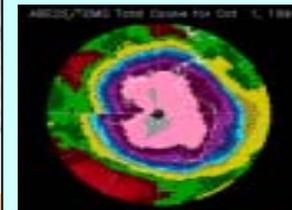
観測実施計画、観測隊員の人選等の主要事項を審議
観測事業に必要な予算は文部科学省で一括要求

研究観測: 国立極地研究所、国立大学及び大学共同利用機関等
定常観測: 総務省((独)通信総合研究所)、気象庁、海上保安庁、国土地理院
設 営: 国立極地研究所
輸 送: 防衛庁

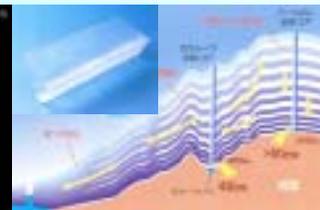
国際共同観測(アメリカ、オーストラリア、ニュージーランド、中国等)

これまでの主な成果

地球環境、地球システムの研究領域
(オゾンホールへの解明)



地球環境変動史の研究領域
(氷床深層コアの採取・解析)



太陽系始源物質の研究領域
(南極隕石の採取・解析)



超高層物理の研究領域
(オーロラ発生メカニズムの解明)



南極地域観測は地球環境変動等の解明に貢献、我が国は南極条約原署名国12カ国の一員

平成16年度概算要求額 80.3億円 (「しらせ」後継船 55.4億円 + ヘリコプター後継機(2機) 24.9億円)
「しらせ」後継船は、**総額 約400億円** (建造期間4年：エコ・シップとしての新技術の導入)
ヘリコプター後継機は、2機で**総額 約120億円** (製造等期間4年：物資輸送能力の向上)

南極観測船・ヘリコプターは昭和基地にアクセスするための唯一の手段

16年度に後継船・後継機の建造等を開始しないと
20年度に南極地域観測が中止となる



南極地域観測は閣議決定 (昭和30年11月4日 最終改正 平成12年12月26日) により実施
南極地域観測統合推進本部(本部長:文部科学大臣)の決定に基づき観測隊を派遣

< 砕氷船「しらせ」の現状 >

年1回、日本と昭和基地間を往復(今年で21回目)
観測隊員、観測物資、燃料及び生活物資を輸送

平成19年度(船齢25年)を最後に退役
老朽化が著しく、安全運航に不安



< 現有ヘリコプターの現状 >

「しらせ」に搭載し、南極地域で観測・生活物資を輸送
南極での輸送の7割はヘリコプターによる空輸

平成19年度で耐用飛行時間数満了



1 概要

1957年～58年の国際地球観測年(IGY)の間に南極において実施された国際的科学観測体制を維持、発展させるため、1959年、12カ国は南極条約を採択。

< 同条約の主な内容 >

南極地域の平和利用

科学的調査の自由と国際協力の促進

南極地域における領土権主張の凍結

条約の遵守を確保するための監視員制度の設定

南極地域に関する事項についての協議、会合の開催

2 領土権問題

< クレイマント(領土権を主張している7カ国) >

英国、ニュージーランド、フランス、ノルウェー、オーストラリア、チリ、アルゼンチン

< ノンクレイマント(潜在的)(現状では領土権の主張をせず留保) >
米国、ロシア

< ノンクレイマント(領土権を主張しないと同時に他国の主張も否認) >
日本、ベルギー、南アフリカなど

3 我が国の基本的立場

南極を国際的な管理下に置くべきであるとの基本目標の下に、南極条約に基づく体制が将来とも存続することの重要性を認識し、同条約の目的及び原則を助長する措置の立案とその実施に積極的に協力していくことが重要との立場を堅持。

4 南極条約協議国会議及び南極条約体制

南極条約協議国は、南極条約締約国(45カ国)の中でも、南極に基地を設け、積極的に科学的調査を実施してきている国(27カ国)をいう。
定期的な会合を開催し、情報交換、国際協力の促進などについて協議。

協議国会議ではこれまで200以上の勧告及び措置を採択。多くは南極の環境保護に関するもの、南極観測に関する技術的な事柄を定めたもの。
南極条約体制下で採択された勧告・措置及び条約を総称して南極条約体制という。

5 南極条約締約国の内訳

< 原署名国(=協議国)(12カ国) >

アルゼンチン、オーストラリア、ベルギー、チリ、フランス、日本、ニュージーランド、ノルウェー、南アフリカ、ロシア、英国、米国

< 協議国(15カ国) >

ポーランド、オランダ、ドイツ、中国、大韓民国 など

< その他(18カ国) >

デンマーク、ルーマニア、キューバ、ギリシャ、カナダ など

6 我が国の南極地域観測の体制

昭和30年の閣議決定に基づき、南極地域観測統合推進本部(本部長:文部科学大臣)を中心として、関係省庁との連携により研究・観測を実施。
現在、「南極地域観測第 期5カ年計画」の3年次目を実施。